

## 改正概要説明書

国名： オーストラリア

法令名： 意匠規則

改正情報：2012年特別法規書 No. 66 まで改正された 2012年 10月 1日編集の 2004年 No. 117

### 改正概要：

今回の改正において大きな変更はなく、手数料の改定及び聴聞に係る手数料についての経過規定が設けられた(附則4, 規則11.01)。また、登録官はある行為の実施について、登録官により公告される通知において手段を指定することができる旨の規定が新たに設けられた(規則11.01A)。

宣言は承認様式においてされなければならない、登録官が承認する電子的伝達手段を用いた電子的様式を利用して登録官に提出することができる旨に変更になった(規則11.26)。

### 改正内容：

#### ・規則1.04 (解釈)

規則11.01A (承認された手段)の規定が新たに設けられたことにより、「承認された手段」についての解釈が加えられた。

#### ・規則11.01 (納付すべき手数料)

聴聞に係る手数料についての経過規定が(7)-(8)に設けられ、聴聞に係る手数料の適用時期が明確になった。

(7) 2012年7月1日に有効であった聴聞への出頭に関する手数料は、ある者が次の事情にある場合、即ち、

- (a) 当該人が、本項の施行前に、聴聞を請求し、かつ、附則4の11項に記載する手数料(聴聞請求の提出手数料)を納付する場合、又は
- (b) 当該人が、本項の施行前に、附則4の12(a)項に記載する聴聞のための手数料(聴聞への出頭第1日の手数料)を納付する場合、又は
- (c) 聴聞が、当該人による請求又は申請であって、本項の施行前に附則4の10項に記載する手数料(出願人の中での紛争が生じた場合の請求に基づく手数料)を納付しているものに関係する場合

に該当する場合は、本項の施行後に開催される聴聞に関し、当該人には適用されない旨が規定された。

(8) 2012年7月1日に有効であった附則4の12(b)項(聴聞が2日以上にわたる場合の第1日以後の手数料)は、本項施行後に開催される聴聞に関し、ある者が本項施行前に附則4の12(b)項に記載する聴聞手数料を納付した場合は、当該人には適用しない旨が規定された。

#### ・規則 11.01A (承認された手段)

登録官によって承認された手段について

- (1) 登録官は、附則 4(手数料)に記載されたある行為の実施のために、登録官により公告される通知において1又は複数の手段を指定することができる。
- (2) 当該手段は、電子的手段又はその他の手段とすることができる。

[注：当該手段は、それらが公告された時に承認された手段となる]

という規定が新たに設けられた。

#### ・規則 11.19 (書類の送達)

(1) 承認様式において、送達宛先を記載するように定められている場合は、様式に記入する者が記載しなければならない事項として(b)「オーストラリアにおける別の宛先であって、オーストラリア郵便又はその代理として行為する者が郵便を配達するのに実際的かつ合理的であるもの」が新たに規定され、従来から規定されていた事項が(a)となった。

(2) 何人も、送達宛先を別の宛先に変更する通知を提出することができるが、その宛先は(1)(a)又は(b)に規定された事項に従うものである旨が追加された。

#### ・規則 11.26 (宣言書)

(1) 旧規則では、宣言書の記載事項及び要件が本項に規定されていたが、「法律又は本規則により登録官に提出することが要求又は許可される宣言は、承認様式でなければならない。」と改められ、注釈として、承認された様式による宣言書様式についてはオーストラリア政府のウェブサイトにおいて入手可能の旨が追記された。

(2) 旧規則では、宣言を当規則で掲げる者の前でしなければならない旨が規定されていたが、宣言書は「登録官が承認する電子的伝達手段を用いた電子的様式を利用して、登録官に提出することができる。」という旨に改正された。

さらに、注釈として「法定宣言様式によらない宣言についても、電子的伝達手段を用いた電子的様式を利用して提出することができる：1999年電子取引法の第11条を参照」が記載された。

#### ・規則 11.33 (意匠局の非就業日)

法律第136A条(2)(b)において規定されている、意匠局又は支局の非就業日を宣言する「所定の者」について、表形式にて明記された。

また、SES職員についての説明が注釈として設けられた。

#### ・附則 4 (手数料)

規則 11.01A (承認された手段)の導入に伴い、いくつかの項目の事項について(a)承認された手段による場合、(b)その他の手段による場合との場合分けがなされた。また、手数料

が改定された。